

芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための 文化芸術団体の機能等に関する検討会議報告 【概要】

令和6年8月30日

はじめに

- 我が国の文化芸術の継承・発展のためには、文化芸術が才能豊かな人材を惹きつける魅力的な場として存在しつづけることが何よりも重要。
- 一方、文化芸術には各分野特有の慣習等が存在し、それは我が国独自の文化芸術の発展に重要な役割を果たしてきたといえるが、場合によっては芸術家等個人の尊厳を損ない、自由な創造活動の妨げとなっている事例もある。
- このような事例の存在は、若手人材の獲得に影響し、文化芸術の継承・発展を阻害するおそれもあるため、芸術家等の個人の活動環境を整備することが必要。
- また、そうした取組は、公的助成を含めた文化投資拡充への国民からの社会的信頼を高めるうえでも重要。

（文化芸術団体¹への期待について）

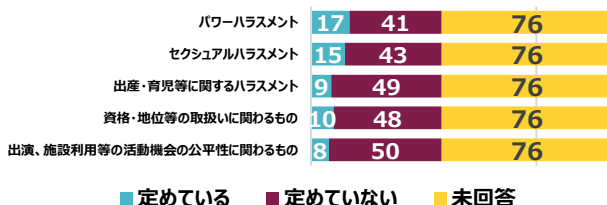
- こうした取組を進めるに当たっては、文化芸術の自主性・自律性を十分尊重する必要があるため、各文化芸術分野において芸術家等の諸活動を支え、個々の芸術家等を越えた横断的な課題に取り組む文化芸術団体の役割や機能が重要となる。

（文化庁をはじめとする政府の取組について）

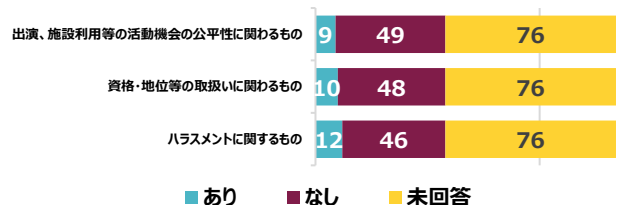
- 文化芸術団体がその役割・機能を積極的に果たすことができるよう、文化庁(政府)においても、必要な側面的支援や促進策を行っていくことが期待される。
- 文化芸術団体と協力して文化芸術活動の実態を把握することで、より現場の実情に即した取組を検討・実施していくことが望まれる。

1 本報告においては、各分野における個々の芸術家や団体等が会員等として所属する分野統括的な機能を有し、当該分野の継承・発展を目的とする文化芸術団体を主に念頭に置いている。

① 各種トラブルに係る団体としての対処方針の有無



② 各種トラブルに関する団体としての相談窓口の有無



本編

1. 芸術家等個人の尊厳ある創造環境の向上のために文化芸術団体に求められる役割・機能等について

（1）ハラスメントなどの個人の尊厳に直接関わる課題について

（文化芸術団体に求められる取組について）

- ハラスメント対策については、既存の労働関係法令等で規定されているが、特定の契約関係にない芸術家等も含めたハラスメント対策を進めるため、文化芸術団体が中心となって、ハラスメントへの対処方針の策定や相談窓口の整備、研修等による意識啓発などに取り組むこと。

（継続的に検討を要する課題について）

- ハラスメントに該当するか否かの線引きが難しい事例への対応、文化芸術の特性や創造活動とのバランスへの配慮、対応を行う役職員の負担や費用面、外部専門家の偏在・不足といった課題について、引き続き検討を行うことが必要。

(2) 芸術家等としての資格や地位に係る内部統制に関する課題及び芸術家等の活動の場に係る不合理な制約等の創造活動の自由に関する課題について

(文化芸術団体に期待される取組について)

- 各分野特有の慣習や常識の存在が、時には芸術家等の尊厳を損ない自由な創造環境の妨げとなっている事例もあることから、文化芸術団体が中心となって、資格・地位に係る内部的な意思決定や活動の場への参加基準について、合理性・公平性の視点からの検証と明文化・客観化等の検討を行うこと。

(継続的に検討を要する課題について)

- これらの課題は分野ごとの多様性に富み、各分野の人材育成システムや経済構造とも密接不可分であるため、各分野における実態把握を踏まえて、引き続き検討を行うことが必要。

(3) 業務時間や休業日、安全衛生等の就業環境に関する課題及び報酬や権利関係を含む契約等の活動基盤に関する課題について

(文化芸術団体に求められる取組について)

- 芸術家等への適切な対価還元や就業環境の整備について、各分野の実態を踏まえた効果的な推進を図るため、文化芸術団体が中心となって、文化庁が公表している契約適正化ガイドラインの活用や相談体制の整備、研修等に取り組むこと。

(継続的に検討を要する課題について)

- 就業関係や契約関係についての実態把握を踏まえて、引き続き検討を行うことが必要。
- 労働時間の上限規制等を踏まえた持続可能な活動現場の在り方について、上記の実態把握も踏まえ、引き続き検討を行うことが必要。

2. 文化庁が講ずべき方策

(1) 文化芸術分野のエコシステムの把握

活動の形態や場に関する特徴、人材登用・育成システム、経済構造、所属団体との関係性など、芸術家等の個人の活動をとりまく文化芸術分野のエコシステムを把握し、より現場の実情に即した効果的な取組を検討・実施していくことが必要。

(2) 積極的な取組意欲のある文化芸術団体の取組の促進等

積極的な取組意欲のある団体への支援と好事例の横展開を行うことが重要。その際、当該支援が各団体の取組の前提となるのではなく、各団体の取組が自主的なものとして定着するような工夫が必要。

(3) 文化芸術団体の組織的対応に関する参照指針の作成

団体の自律的な取組を促すために、団体の組織的対応に関する参照指針の作成が望ましい。ただし、あくまで団体が「参照」するものとの趣旨を明確にし、内容の漸進的充実と改訂を行っていくことが有効。

(4) 公的資金を受給する際のチェックリストの作成

団体の自律的な取組を促すために、文化庁等の公的資金を受給する際に、チェックリストによる確認等を行うことが考えられる。ただし、団体の自律的な対応を促すという観点から内容を検討することが必要。また、対象範囲や導入時期等についても、文化芸術団体の予見可能性に配慮した検討が必要。

(5) 文化芸術の現場に精通した外部専門家の確保

文化芸術分野に精通した外部専門人材の確保策を検討することが有効。外部専門家と文化芸術団体とのマッチングや、外部専門家による支援の質を向上させる仕組みを作ることも有効。

(6) 「文化芸術活動に関する法律相談窓口」の周知・拡充等

相談窓口は個々の芸術家等への支援のみならず、体制整備の余力がない組織のサポートにもなるため、周知・拡充が必要。また、就業関係や契約関係等に関する知識を普及するため、教育機関での取組を促進することも有効。さらに、文化芸術分野で生じるトラブル等について、第三者による紛争解決機能を持つ組織設置の可能性についても今後検討していくことが重要。